最終更新日：2019年4月1日
ラオックス株式会社
代表取締役社長　羅　怡文
問合せ先：経営企画部 TEL03-6852-8881
証券コード：8202
http://www.laox.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、2009年に中国家電量販店最大手の蘇寧易購集団股分有限公司（旧社名：蘇寧雲商集団股分有限公司）の資本参加を得て、2011年8月には蘇寧易購集団股分有限公司の連結対象子会社となり、「国内リテール事業」においては、海外のお客様向けとして、人気のエリアに免税店ネットワークを構築し、お客様が安心してショッピングを楽しめる多様なサービスを提供しております。また、国内のお客様向けとして、自店舗や百貨店にてデザイン性の高い婦人靴の販売を行っております。「海外事業」においては、中国国内の市場動向に合わせてEC事業を本格的に着手致しております。また、自社開発商品（中国で製造）の日本での販売や中国・台湾で人気の日本製の商品の輸出にも積極的に取り組んでおります。「その他事業」としては、主に不動産事業を取り組んでおります。

上記事業の取り組みにおいて、お客様や株主様をはじめとするすべてのステークホルダーとの円滑な関係を維持し企業価値の向上に努めながら、法令及び社会規範の遵守を前提に正しい業務執行ができる経営体制の確立をコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

コーポレート・ガバナンスを実現させるための会社の機関として、当社の取締役会は取締役7名（内社外取締役2名）、監査役4名（内社外監査役2名）で構成されており、毎月1回以上開催し「取締役会規程」に係る重要案件や経営上の重要事項を協議・決定するほか、執行役員会を毎月2回開催することで経営戦略や業務計画の実行や見直しを迅速に行う体制を確立しております。また、当社は「監査役会設置会社」形態を採用しておりますが、経営に対する監視・監督機能の強化については「監査役体制」、「取締役会と執行役員会」、「社外取締役・社外監査役の選任」等を通して実質的にその機能を果たしているものと考えております。さらに、企業倫理基準、社会動向、時事問題及び提案に基づき、法令の遵守に関するテーマを討議し必要に応じて全社への周知徹底や各会議体への提案を行うコンプライアンス委員会とその分科会として賞罰委員会を設置し、企業倫理向上と法令順守等のコンプライアンスの徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2④　株主総会における権利行使）
当社は、ウェブサイトに日本語および英語での業績・財務情報等を掲載し、海外投資家などの当社業績理解の便を図っておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については、今後検討してまいります。

（補充原則4－1③　取締役会の役割・責務（1））
当社は、現時点では最高経営責任者等の後継者の計画については定めておりませんが、重要な課題と認識しており、今後は教育や選択の基準も含め、取締役会等において検討して行きたいと思います。

（補充原則4－2①　取締役会の役割・責務（2））
当社の経営陣の報酬は、資格、職務等を勘案した月次報酬と業績等を反映した賞与より構成されております。自社株報酬（株式報酬型ストックオプション）については、今後、検討したいと思います。

（補充原則4－10①　任意の仕組みの活用）
当社の取締役は総勢7名のうち、2名が独立社外取締役となっており、取締役会の過半数には達しておりません。けれども両名とも優れた知見を有し、独立・客観的な立場で、経営の監督及び助言や意見をいただいております。また、将来を見据え独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会などの設置も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4　政策保有株式）
当社は、現在、政策保有株式は保有しておりませんが、今後においても、当社の事業運営上、中長期的に見て当社の企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則的に政策保有株式は保有いたしません。
また、将来、政策保有株式を保有した場合には、毎年の取締役会で保有目的と資本コストなどの保有の適否を検証いたします。
なお、政策保有株式に関する議決権行使に関しては、当社の企業価値向上に資するものかどうかを判断基準として、議決権を行使いたします。

（補充原則1－4①　政策保有株式）
当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示されたとしても、売却等を妨げることはいたしません。

（補充原則1－4②　政策保有株式）
当社は、政策保有株主との間で、会社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
当社は、「関連当事者取引管理に関する規程」に基づいて、会社の取引相手が関連当事者（役員や主要株主等）に該当性するかどうかを経理、人事、法務等の各部門にて確認した上で、会社法や「取締役会規則」に則って重要性の高い取引については、取引の必要性や妥当性を取締役会にて審議し、その承認を得ることとしています。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社が加入していた第二東京都電気厚生年金基金は、2015年6月に解散しており、現在、企業年金未加入のため、企業年金の積立金の運用はございません。

(原則3－1　情報開示の充実)
(1) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画
　会社の目指すところや経営戦略、経営計画などについては、当社ホームページ (http://www.laox.co.jp/ir/management/index.html) に掲載しています。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「Ⅰ．1.基本的な考え方」や、当社ホームページ (http://www.laox.co.jp/ir/management/management _ 03.html) などで開示しています。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
　取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において、代表取締役については取締役会の決議を経て決定し、その他の取締役については取締役会より授権された代表取締役が、当社の定める基準に基づいて決定しております。また、監査役の報酬については監査役の協議で、個別の報酬額を決定しています。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役・監査役の指名については、人格、能力、知見に優れるとともに当社の国内外の各事業分野や企業経営に関する経験・知識を有すること等を総合的に判断して決定しております。うち社外取締役及び社外監査役については、加えて証券取引所の独立性に関する判断基準を参考に、中立性・独立性を重視して指名しております。また経営陣幹部は、担当分野に関する経験・見識の有無、当社の業績への貢献等を考慮の上、取締役会にて選任しております。
また、万一、取締役・監査役及び経営陣幹部が前述の資質を欠き、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し得ないと判断される場合や、法令及び定款等に背いた行為をしていると認められる場合は、取締役会において審議の上で解任いたします。
(5) 取締役会が上記 (4) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
　取締役及び監査役の指名については、株主総会招集ご通知に個人別の経歴を記載するとともに、社外取締役及び社外監査役については個々の指名理由を示しています。また、経営陣幹部については、当社ホームページのIRニュース (http://www.laox.co.jp/ir/) における「組織変更及び人事異動に関するお知らせ」などで、選解任についての説明を行なっています。

(補充原則3－1①　情報開示の充実)
　当社は、情報の開示 (法令に基づく開示を含む) にあたっては、すべてのステークホルダーに分かりやすく具体的な記述を心がけております。

(補充原則4－1①　取締役会の役割・責務 (1))
　当社の取締役会においては、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規則に基づいて経営戦略、経営予算、重要な契約の締結などの経営上の重要事項を、内容や金額の基準を設けて決議するものとしています。他方、これら以外の業務執行に関わる事項については、意思決定の迅速性の観点から、社長執行役員を始めとする執行役員や常勤監査役で構成される執行役員会に判断・執行を委任しています。

(補充原則4－1②　取締役会の役割・責務 (1))
　当社は、2020年12月期を最終年度とする中期経営計画を2018年2月に公表し、その目標達成に向けて全社を挙げて取り組んで参りましたが、事業の拡大や会社を取り巻く環境の変化により、計画の見直しをする必要が生じました。現在、見直し作業を行なっておりますが、作業が完了し次第、速やかに株主の皆様にお知らせいたします。

(補充原則4－3②　取締役会の役割・責務 (3))
　当社の取締役会は、事業運営の経験と実績、優れたリーダーシップ、時代への先見性、高い見識および国際的センスを備えた人物であることをCEO候補者に必要な資質とし、これらの資質について十分な審議をした上で、CEOを選任いたします。

(補充原則4－3③　取締役会の役割・責務 (3))
　当社の取締役会は、CEOが補充原則4－3②に記載の資質を欠き、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し得ないと判断される場合や、法令及び定款等に背いた行為をしていると認められる場合は、その解任について取締役会で十分に審議した上で決議いたします。

(原則4－8　独立社外取締役の有効な活用)
　当社は、会社の持続的成長と企業価値の向上に寄与していただくことを期待して、取締役7名中、2名の独立社外取締役を選任しております。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
　当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準を踏まえた上で、その経験、知見などを考慮して独立社外取締役を選任しています。

(原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
　当社の取締役会は、経営、企画、営業、投資、会計、法務などの分野における知識・経験・能力を備えた7名から構成されており、うち2名は女性です。日本人以外の取締役も複数名おり、多様性と規模において適正な構成になっていると考えております。また監査役につきましては、4名の監査役のうち、2名の監査役は大手企業での財務経理部長の経験者であり、1名は弁護士です。

(補充原則4－11②　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
　取締役及び監査役の他の上場会社等の役員の兼務の状況は、定時株主総会招集通知の参考書類や有価証券報告書等により開示しています。(http://www.laox.co.jp/ir/upload _ file/m005-m005 _ 03/S100COMF.pdf)

(補充原則4－11③　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
　取締役会の実効性評価を行い、取締役会の構成や運営についてはほぼ適切で、議論においても監査役も含め自由闊達な意見交換が行われており、全体としては、当社の取締役会は、一部の不足はあるものの、実効性は確保されていると評価されました。

(補充原則4－14②　取締役・監査役のトレーニング)
　当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、重要な統治機関の一翼を担う者として高い識見と豊かな発想力を持って経営活動に取り組むことが出来るよう、必要なトレーニング機会を提供することを会社の方針としております。そのために、会社の費用をもって、外部セミナーへの参加や講師を招いての勉強会など、各種研修等の機会を適切に提供してまいります。

(原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針)
1. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備
　当社は、株主・投資家と建設的な対話を促進するために、経営企画部がIR機能の主体を担っております。また、社内における迅速なかつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や株式会社東京証券取引所証券取引所のルールに則って、重要な会社情報についての開示の要否や内容、時期などの検討を行っております。
　なお、株主・投資家からの対話 (面談) については、経営企画部が窓口となり必要に応じ対応しております。

2. 個別面談以外の対話手段
　決算説明会やインベスターズガイドの発行、経営トップ及び経営企画部責任者による定期的なIRカンファレンスの出席や海外訪問を通じて、直接対話できる場の充実を図り、建設的な対話や情報発信を促進しております。
3. 社内への適切かつ効果的なフィードバック
　株主・投資家との対話等により得られた各種情報については、経営企画部から定期的に経営トップへフィードバックするとともに、重要な内容が生じた場合は取締役会へも報告いたしております。
4. インサイダー情報の管理方針
　株主・投資家との対話にあたっては、「コンプライアンス規程」や「重要事実等の公表・内部者取引防止規程」に則り、会社情報の適切な取り扱いに務め、インサイダー情報の管理に務めております。

（原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表）
　当社では、資本コストを踏まえ、3年毎の中期経営計画において事業ポートフォリオの見直しや経営資源の再配分について説明するとともに、年度ごとの売上高、粗利益、営業利益等を経営指標として自社のホームページにて開示いたします。また、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた施策を説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783,826	41.85
日本観光免税株式会社	5,489,748	8.27
GRANDA GALAXY LIMITED	4,890,800	7.37
ラオックス株式会社	1,918,200	2.89
岡　秀朋	728,000	1.10
中文産業株式会社	542,900	0.82
野村信託銀行株式会社	386,400	0.58
JP MORGAN CHASE BANK 385151	351,847	0.53
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	332,291	0.50
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	315,205	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	蘇寧易購集団股分有限公司(旧社名:蘇寧雲商集団股分有限公司)　(上場:海外)　(コード)　―――

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

　当社グループは親会社である蘇寧易購集団股分有限公司(旧社名:蘇寧雲商集団股分有限公司)及びそのグループ企業(以下、蘇寧グループ)と協力関係を保ちながら事業を展開していく方針ではありますが、一方で、当社は上場企業として独立した経営管理体制と独自の経営戦略に基づく運営を維持しております。蘇寧グループとの取引を行う場合は、「関連当事者取引管理に関する規程」に則って原則的に全ての取引を対象に取引の必要性、妥当性を総合的に勘案した上で、取締役会にて当該取引の適正性を判断し、適正でない取引はこれを中止または是正することで少数株主の保護に努めております。

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の代表取締役である羅怡文は主要株主である日本観光免税株式会社及び中文産業株式会社の代表取締役の近親者でもあるため、会社法356条「競業及び利益相反取引の制限」の規定に則り、当社取締役会において取引についての重要な事実を開示した上で承認を受けております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須原伸太郎	公認会計士											
徐倍倍	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須原伸太郎	○	税理士法人エスネットワークス代表社員 株式会社エスネットワークス代表取締役社長	公認会計士、経営者としての豊富な経験をもとに、高い見識をもって大所高所からの助言・経営指導をいただけると判断し選任しております。また、当社の大株主企業または主要な取引先出身者ではなく、当社とも取引関係もないことから独立性が高く株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として選任いたしました。

徐倍倍	○	江蘇世紀同仁弁護士事務所パートナー	中国弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国ＥＣ事業の経営監督機能をさらに強化できると判断し、社外取締役と選任しました。また、当社の大株主企業または主要な取引先出身者ではなく、当社とも取引関係がないことから、独立性が高く株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、四半期･通期の決算毎に会計監査人より監査体制･監査計画並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。また、常勤監査役は内部監査室と都度ミーティングを行い、会計および業務執行において監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西澤　民夫	他の会社の出身者													
上村　明	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

西澤　民夫	○	株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役	当社の大株主企業または主要な取引先出身者ではなく、当社との取引関係もないことから独立性が高く株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指名いたしました。
上村　明	○	上村総合法律事務所　所長	弁護士としての高い見識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適任と判断し指名いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期乃至平成29年12月期の3年間の各営業利益が中期計画に定める目標を達成した場合に、各々3分の1ずつ行使の権利が生じます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

羅怡文、矢野輝治、蒋勇、王哲、韓楓、芝正二、西澤民夫、上村明、華志松

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書、事業報告書により、取締役報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催にあったって議案の事前通知を電子メール等で行い必要に応じて資料の配布や事前説明を経営企画部より行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行

a.当社の取締役会は、社外取締2名を含む計7名の取締役及び社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、毎月1回定時取締役会が開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b.経営に関する重要事項については、慎重に検討・審議を行うために月に2回の執行役員会を開催しております。

c.企業倫理基準、社会動向、時事問題および提案に基づき法令順守に関するテーマについて討議し、必要に応じて全社への周知徹底や各会議体への提案・報告を行うコンプライアンス委員会を設置しております。また、社内規程及びルール徹底と倫理観の向上を図るための賞罰委員会を設置し、企業倫理向上及び法令順守等のコンプライアンスの徹底を図っております。

（2）監査

a.監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針・計画をはじめ、監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。また、監査にあたり内部統制システム及び法令・定款・諸規定等の遵守状況等対象が多岐に及ぶため補助体制として内部監査室を設置し、必要に応じて合同の監査をしております。
b.平成27年12月期においての会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく会計監査についての契約は、RSM清和監査法人と締結しています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要であると判断し、社外取締役および社外監査役を専任しております。また、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると考え、監査役会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家とのインタヴューを個別で開催しております。 今後、定期的な説明会を開催することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、その他プレスリリース、有価証券報告書等の会社開示情報をすべてＨＰに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部に担当窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	代表取締役を議長とするコンプライアンス委員会及び賞罰委員会の設置、各種社内規程を定 め株主及び従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めておりま す。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	クールビズ運動の実施をしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制基本方針」
(1) 当社は、コンプライアンス遵守及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織･体制の整備等内部統制のための各種対策を講じます。
(2) 内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、全社的な視点から内部統制システムの整備を図り、またその有効性を評価した上で、必要な改善を実施します。
(3) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保につき、適切な取組みを実施します。
(4) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの状況を把握し、必要な整備を実施します。
(5) 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を統括します。

「内部統制システム構築の基本方針」
1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行います。
(2) 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表、内部者取引防止規程等を定めるとともに、内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って、各部署における職務執行が法令定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
(3) 社内規程社会規範に反する行動の抑止力としてコンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
(4) 社内教育研修期間「ラオックス大学」の研修カリキュラムの一環として、内部統制、コンプライアンス研修を実施します。
(5) コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先相談窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
(6) 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算人員の配分を行い、計画目標達成のため諸施策を実行します。
(2) 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
(3) 執行役員を選任し、代表取締役及び業務執行取締役が行う職務の執行を補佐します。
(4) 執行役員会を月に2回開催し、常務的事項の意思決定や取締役会上程議案の審議決定を行います。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、執行役員会等の重要な会議に関する議事録や代表取締役、業務執行取締役、執行役員その他の職務執行に係る情報については、法令ならびに文書管理規程、情報管理規程その他諸規程に基づいて適切に保存及び管理の運用を行います。

4．損失の危険の管理に対する規程その他の体制
(1) リスク管理規程に則って、リスクの早期発見、通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
(2) 内部監査室は社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
(3) 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社管理部門を設置し、子会社の営業、財務状況等を日々確認しているほか、取締役会、執行役員会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
(2) 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表内部者取引防止規程等の対象に含めて、その遵守を指導しています。
(3) 内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施します。
(4) 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。

7．前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動処遇については監査役と取締役が協議して決定することとします。

8．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会、執行役員会を始めとする重要会議に出席し、取締役、使用人などから報告を聴取します。また、重要な決済書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて業務状況を調査します。
(2) 当社および子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役ならびにコンプライアンス委員会に報告することができることとします。
(3) 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告したことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
(4) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報意見交換等を行います。
(5) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務、総務、法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めることとします。
(6) 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は以下の通りであります。
当社は企業の社会的責任及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することが不可欠であると考え、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度を貫き取引関係その他一切の関係を持っておりません。

・反社会的勢力排除に向けた整備の状況
⑴ 総務物流部を対応総括部署として、事業活動における反社会的勢力に係る各種リスクの予防と軽減を図っております。
⑵ 万が一、当社グループが反社会的勢力からの接触を受けた場合には、所轄警察署や弁護士等と緊密に連携し速やかに対処してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の情報開示体制について
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する当社の基本方針
　当社は、株主・投資家等に対して企業情報開示の適正性及び適時性を確保するために、金融商品取引法その他の法令及び株式会社東京証券取引所が定める企業情報の適時開示に関する規則を遵守し、投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定等の企業情報を積極的かつ公正に適時開示してまいります。

2. 適時開示に係る社内体制
(1) 当社は、「重要事実等の公表・内部者取引防止規程」を定め、企業情報の適時開示については、管理本部長を「情報取扱責任者」とし、その指示に従いその開示項目によって管理本部もしくは経営企画部によって開示する体制を整備しております。
(2) 当社に係る重要な決定事項、重要な発生事実及び決算情報は、情報取扱責任者において金融商品取引法その他の法令及び株式会社東京証券取引所が定める企業情報の適時開示に関する規則等に基づき、また、必要に応じて弁護士や会計監査人の助言を受けて東証適時開示規則に定められた事項に該当するかどうかの判断を行い、該当する場合は経理部門、法務部門のチェック・助言を受けるとともに、当該情報保有部門、関連部門並びに関連社員に対し、インサイダー取引の未然防止のための情報管理の徹底を図っております。
(3) 情報取扱責任者は、取締役会の他、EC会、コンプライアンス委員会、各部門業務会議等の経営上の重要事項を審議する諸会議に出席し、情報の収集と監視を行い適時開示の要否について確認しております。
(4) その他の各部門での決定及び発生事実、また外部要因による発生事実についても、情報取扱責任者に報告される体制を整備しております。さらに、内部監査室が日常的に監査を行い、重要事項の報告漏れの有無を監査してまいります。
(5) 決定事実および決算情報は、法令等に従い取締役会での審議・決議を経た上で、適時開示を行います。
(6) 従業員に対しては法的安全を守るとともに、事業活動に関する全ての法令遵守と、社会からの信頼・評価を得るために企業倫理の徹底を図る「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、情報開示が要求される事項についての理解を周知徹底させ、網羅的な情報収集が行えるように努めております。

3. 適時開示の実施
(1) 開示資料は、決定事実および発生事実、その他に関しては経営企画部にて作成いたします。また、決算業績関係に関しては、管理本部財務経理部門が作成いたしますが、その作成に当たっては内容の正確性及び適法性に留意する他、開示資料の記載が充分かつ明瞭なものとなるように努めております。
(2) 適時開示が必要と判断された企業情報のうち、「決定事項」及び「決算情報」については、取締役会の承認後、直ちに、「発生事実」については代表取締役社長の承認を経た後速やかに情報取扱責任者の指示により、管理本部もしくは経営企画部が株式会社東京証券取引所の定める方法により適時開示を行うとともに、当社のホームページにも掲載しております。